

## 水質汚濁防止法改正後の取組について

地下水・地盤環境室

## (1) 平成 23 年の水質汚濁防止法改正後の取組について

## 〈改正内容〉

- 有害物質を含む水の地下浸透が規制された平成元年以降も、有害物質による地下水汚染事例が継続的に確認された。
- その原因の多くが、施設の老朽化、有害物質を含む水の不適切な取扱等といった非意図的漏えいによるものであることが確認された。
- 地下水は、いったん汚染されるとその回復は困難であることから、効果的、効率的に保全していくには、その汚染の未然防止を図ることが重要。
- 有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、
  - ・ 地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務
  - ・ 定期点検及び結果の記録・保存の義務等等の規定を新たに設けた「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、平成 24 年 6 月 1 日より施行された。

## 〈改正に係る課題〉

- 法の施行時（平成 24 年 6 月 1 日）に既に設置されている施設については、構造基準等について施行後 3 年間（平成 27 年 5 月 31 日まで）適用が猶予されている。
- 既設の施設で配管等（特に地下に埋設されているもの）、排水溝等で目視による定期点検ができない施設については、必要に応じて漏えいを検知する設備等を設置する等、適用猶予期間において対応。
- 規定の内容のみで対応できない場合や規定した内容の他に様々な措置が考えられる場合の措置として同等以上の措置を規定。
- 適切な法の施行のため、漏えいを検知するための技術や同等以上の措置に関する情報を収集・整理し、周知・普及を行うことが必要。

## 〈平成 24 年度及び平成 25 年度の取組〉

- 「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」を設置し、以下の検討を行った。
  - ・ 法改正の内容をまとめた「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第 1 版）」（平成 24 年 6 月）について、疑義照会等をもとに、説明を追加。
  - ・ 有害物質貯蔵指定施設に該当するかの判断や同等以上の措置に関する判断の事例を収集し、解説を加えて事例集及び解説を作成。
  - ・ 漏えいを検知する技術についてまとめた、検知事例集を作成。
- 上記作成物について、ホームページにて公開（平成 25 年 6 月中を目処）。  
平成 25 年度においても、引き続き情報を収集し、事例の追加等、内容の充実を図るとともに、講習会等で活用することにより、周知・普及を行っていく。

# 水質汚濁防止法の一部を改正する法律について

(平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行)

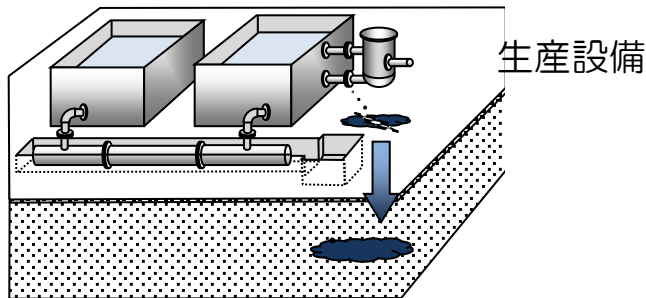
## 改正の背景

平成24年3月 環境省

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

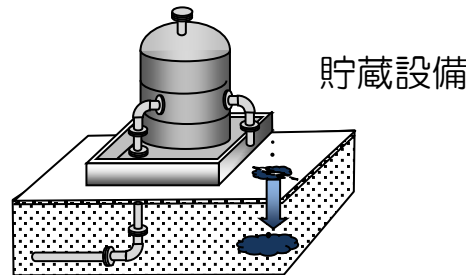
## 地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

### 【地下水汚染事例1】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

### 【地下水汚染事例2】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

## 改正内容

### (1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

### (2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

### (3) 定期点検の義務の創設

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を防止！

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日(平成24年6月1日)から施行。